

## 動物はルールを守って飼いましょう

11月は動物による危害防止月間です。人と動物が共に暮らすため、動物の性質や行動を理解して、接し方について考えましょう。また、動物をみだりに傷つけることは、虐待になり犯罪です。絶対に行わないでください。



### 動物を飼うときの注意

- きちんとしつけをしましょう。万が一、人を噛んで危害を加えた場合は、届け出が必要です。
- 迷子や災害時に備え、鑑札と狂犬病予防注射済票(犬の場合)や迷子札を付け、マイクロチップも入れましょう。
- 動物の排泄物は、飼い主が責任をもって適切に処理しましょう。
- 動物の遺棄は法律で禁止されています。最後まで責任をもって飼うとともに、避妊去勢手術をしましょう。
- ワニガメやニホンザルなど、法律で定められた特定動物は、愛玩目的で飼うことはできません(特定の目的で飼う場合は、事前許可制)。
- 第一種・第二種動物取扱業を行う場合は、登録や届け出が必要です。

### 犬の飼い主の方へ

犬の登録と狂犬病予防注射(毎年1回)は法律で義務付けられています。転居など登録事項に変更や犬が亡くなった場合には、届け出が必要です。

犬の放し飼いは、禁止されています。散歩のときもリードを放してはいけません。飼育場所から逃げ出さないよう、十分に注意し、散歩は犬を確実に制御できる人が行いましょう。

### 猫の飼い主の方へ

猫は室内で飼いましょう。屋外で飼うと、他人の敷地での排泄などで迷惑となります。室内なら、交通事故に遭ったり病気に感染するなどの危険を避けることができ、猫も安心して過ごせます。

### 子猫の飼い主になりませんか

動物保護指導センターで収容している子猫を新しい家族に譲ります。

詳しくは、[千葉市 犬猫の譲渡](#)

日時 ①11月13日(金)、②11月30日(月)

\*お見合い時間は1組30分。時間は申し込み後に決定。

申込方法 ①11月4日(水)～10日(火)、②11月18日(水)～25日(火)に、ホームページで希望の子猫を確認の上、電話で動物保護指導センターへ。

そのほかの犬や猫については、随時、譲渡の相談を受け付けています。ホームページで譲渡可能な犬や猫を確認の上、お問い合わせください。予約なしの見学はできません。



問動物保護指導センター ☎258-7817 FAX258-7818

## 消防局市民見学会

消防ヘリコプターおとりや消防隊とレスキュー隊の合同訓練などが見学できます。

日時 11月22日(日)10:00～12:00

場所 消防総合センター(緑区平川町1513-1)

- 内容
- 消防隊・レスキュー隊訓練見学
  - 航空隊訓練見学
  - 消防車・救急車などの見学
  - 消防音楽隊の演奏

対象 市内在住の方

定員 300人

申込方法 11月7日(出)までにEメールで必要事項のほか、家族ごとに参加人数を明記して、市役所コールセンター☎event@callcenter-chibacity.jpへ。電話、FAXも可。



問市役所コールセンター ☎245-4894 FAX248-4894

## ノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒に注意

秋から春先にかけて、ノロウイルスによる感染症胃腸炎や食中毒が多発します。嘔吐や下痢などの症状が特徴で、感染症の集団発生の原因となり、子どもや高齢者は重症化することがあります。



予防対策をしっかりとって、感染しないように注意しましょう。

### 予防対策

- 吐物、便などで汚れた場所を処理する場合は、使い捨てのマスク・手袋・ガウン(エプロン)を着用し、速やかに処理、消毒してください。消毒薬として塩素系消毒薬(次亜塩素酸ナトリウム)が有効です。また、処理後はせっけんをよく泡立てて手指を洗い、流水ですすいでください。
- トイレの後や食事の前、調理する際にはよく手を洗い、タオルは清潔なものを使用してください。
- バーベキューや餅つきなどの食品に触れるイベントでは、清潔な使い捨て手袋を使いましょう。また、吐き気、下痢、発熱などの症状がある時は、食品に触れる作業を行わないようにしましょう。
- カキなどの二枚貝は、中心部まで十分に加熱(85～90℃で90秒以上)してから食べましょう。

問感染症対策課(感染症に関すること) ☎238-9974 FAX238-9932  
 食品安全課(食中毒に関すること) ☎238-9935 FAX238-9936

## フィットネスクラブで健康づくり

65歳以上の方を対象に、フィットネスクラブ利用料の一部を補助します。マシントレーニング、エアロビクスなど、フィットネスクラブのさまざまなメニューで楽しく運動ができます。

新型コロナウイルス感染症予防に注意しつつ、介護予防のため、運動習慣を身に付けて健康的な明るい生活を送りませんか。

区	施設名	所在地	問い合わせ
中央	セントラルフィットネスクラブ千葉	新町18-14	☎243-8800
	セントラルフィットネスクラブポートスクエア	問屋町1-50	☎245-6161
	ティップネス蘇我	川崎町50-2	☎209-5121
	セントラルフィットネスクラブ24蘇我	南町2-6-10	☎261-3715
	花見川	スポーツ&スパルネサンス幕張	幕張町4-544-41
稲毛	コナミスポーツクラブ稲毛	小仲台1-4-20	☎287-0600
	スポーツクラブルネサンス稲毛	小仲台1-1-15	☎255-1006
	セントラルウェルネスクラブ長沼	長沼町330-50	☎215-2615
若葉	コナミスポーツクラブ都賀	都賀3-11-1	☎234-0126
緑	KEIYOスポーツクラブNASおゆみ野	おゆみ野5-43-2	☎291-2811
	スポーツクラブルネサンス土気あすみが丘	あすみが丘1-18-1	☎294-0450
	ヴェルディススポーツプラザおゆみの	おゆみ野中央4-17-2	☎291-5553
美浜	スポーツクラブNAS稲毛海岸	高洲3-8-1	☎277-5211
	セントラルフィットネスクラブ稲毛海岸	高洲3-23-2	☎278-4747

期間 来年1～2月(利用は8回まで)

対象 市内在住の65歳以上で、利用を希望するクラブの会員でない方(要支援・要介護認定を受けている方を除く)

定員 各施設20人程度

自己負担額 4,000円

申込方法 11月2日(月)～16日(月)必着。往復はがきに必要事項のほか、施設名、生年月日を明記して、☎260-8722千葉市役所健康推進課へ。電子申請も可。

[千葉市 シニアフィットネス](#)

問健康推進課 ☎245-5146 FAX245-5659